

四日市市告示第 137 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月 28日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	路線番号	供用開始区間	幅員 (m)	延長 (m)
1	大沢中野線	21140	中野町字高岡2221-93 地先 中野町字高岡2221-82 地先	8.0~18.2	47.5